

第2回 流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和6年6月26日（水）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 関谷委員長、齋藤副委員長、竹井委員、羽田野委員
- 4 欠席委員 島澤委員、井上委員
- 5 傍聴人 無
- 6 事務局 片平コミュニティ課長、松田課長補佐兼コミュニティ係長、齋藤主任主事、内藤主事
- 7 議題
 - （1）令和5年度終了事業の評価について
 - （2）その他
- 8 議事内容

委員長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催します。

本日の出席をご報告します。ただいまのところ出席委員4名であります。よって、定足数（半数以上）に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

まず、本日の議事の進行について、事務局の説明をお願いします。

事務局

資料ということで、資料1質問表、資料2評価シートをお配りしております。

事業担当課からの回答を取りまとめて、共有させていただきたかったというところですが、事務局の不手際によりまして、事前送付ができておりません。大変申し訳ございませんでした。

本日の進行について説明させていただきますが、初めに10分ほど、質問表を皆様でご確認いただきまして、この後、実際にご審議いただく流れに、本日はさせていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

なお、議事録作成事務の都合上、発言をする際はマイクをご使用いただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

それでは、まず議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 質問表をご覧ください。

各委員から提出いただいた質問に対する、事業担当課からの回答を取りまとめており、事前にメールにて送る予定だったものになります。本日は質問表の内容をふまえて、次回 8 月に行われる事業に対する評価確定がスムーズに進行できるよう、事前すり合わせの場として設定しております。

また、各個人が知っている情報の共有の場があるといいのではないかという意見もございましたので、委員の皆さんの情報も持ち合わせながら、評価確定のための情報を交換していただければと思います。

委員長

今事務局からもありましたけれども、ちょっと事前に質問表を送ることができなかったということで、今日初めて、皆さんにはご覧いただいて、まずご自身で事前に出していただいた質問の回答を確認していただいて、この後の議論にちょっとつないでいけたらと思います。

一応今日の流れとしては、全事業を扱うということではなくて、主に、特に気になっている事業とか、これについてちょっと事前に取上げておきたい事業などを中心に、少し意見交換できればと思いますので、この後 10 分ほどまず資料をご覧いただいた後、少し意見交換できればと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

補足といたしまして、担当課からの回答の中で、広報 ID を確認してくださいという回答については、該当のページを印刷したものを資料としてお配りさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

《資料確認》

委員長

時間になりましたので、意見交換に入らせていただきたいと思います。

先ほども確認がありましたように、今日は 8 月に行う審査のその前段階ということで、少し、レベル間の共有だとか、あるいはそれぞれ考える視点の提供ということを中心に進められればと思います。

全事業ちょっと取り上げる時間がございませんので、それぞれの委員の皆さんのほうで、ちょっとこの事業とこの事業を取上げておきたいということとでいただいて、その事業について、意見交換できればと思います。

ほかの方が自分の取上げたい事業に触れられた場合は、そこに乗っかるような形で、ぜひ、すり合わせていただいて、効率よく進められればと思います。

あと、一応質問事項に対する回答がありますけれども、満足できる回答をいただいた場合はそのことを含めてご説明いただければと思いますし、あとは質問の回答を読んだ上で、市民参加という点からすると、ちょっと評価できないというふうな評価内容についても、今日ご発言いただいても構いません。そういうような評価内容についても、今日ご発言いただいても、構いません。

少し、こういった場合はこれぐらいの評価が妥当じゃないかっていうふうな意見もちょっと出していただくことで、少しレベル感を均すということで、このままだったらちょっと C 評価かななど、そういった意見も含めて意見交換できたらと思い

ます。時間関係もありますので、副委員長からまずどうぞ。

副委員長

取っかかりとしてですね、事業 No.3 の生きづらさ包括支援事業実施計画について、内容としては、最初に、審議会が 2 種類あって、その結果パブリックコメントをやって、パブリックコメントが 4 件という内容で、パブリックコメントの件数が少ないのではないかと聞いたら、「いやいや委員会の人たちから話聞いたので、それがそれに変わります。」ということでした。

個人的な意見を言うと、確かに生きづらさっていうところで、流山市民みんなが感じているかという、そういうわけではなくて、対象者が絞られる話だと思ってはいるのですが、ただ委員から聞いたらそれでオーケーなのかっていうと、有識者は、私の問題意識としては、公募市民等 6 名って書いてあって、確かに市民の方も 17 名の委員の中に入っています。

それから社会福祉法人、ボランティア団体、民生委員なども入っていて、確かに、普段から、使う側とは対峙している、できると思うのですが、じゃあその方々が、相談をしたい側の意見というのが、この会議に反映されるのかっていう非常に大きな疑問を感じているのです。

なので、質問を投げかけたのですが、これで十分なのですよっていう回答だったので、ちょっと疑問に思いました。

というところでのほかの委員の方のご意見を伺いたいと思いますが、何かありますでしょうか。

B委員

これを読んだときになるほどと思ったのは、令和 5 年度の事業で、事業 No.7 や事業 No.8、事業 No.11 とか、関係するものが同時進行で沢山あります。

生きづらさは、高齢であったり障がいを持ったり、色んな悩みがあり、従来はそれに対して高齢者にこうしましょうとか、障がい者にはこうしましょうとか、色んな条例がいっぱいあったけど、実は生きづらさって色んな観点があって、それを複合的に絡んでいるのだよっていうところにメスを入れたような、議論をされた審議会なのかなと思いました。

そこで、事業 No.3 は事業 No.7、事業 No.11、事業 No.8 との関係をどういうふうにとらえて議論をしたのですかって質問をしました。

それに対して、事業 No.7 と事業 No.8 は同じ部署内で議論は通じている、事業 No.11 はちょっと違うのだけど、市全体では、複合的な問題に対して取り組めるっていうふうな議論になったのだからっていうふうなことを回答いただきました。

確かに大上段で生きづらさとは何かっていうことを取り組めば、その答えは出てこないというか、机上の空論になるのだけど、そのベースには障がいとか、高齢化とか、子ども支援とか、そういうものも絡んだところをもっと上位に、複合的に、縦串っていうか、そういう公的な問題に取り組んだその事業だったというふうに私は評価をしています。

ただ、その事業の評価はどうのこうのっていうのは、この市民参加は関係ない話です。それに、いかに市民が絡んだかっていう観点では、一般市民は難しかったのかなというふうな感じを持っています。

副委員長

ありがとうございます。

私的に、相談体制の在り方というちょっとタイトルに引きずられているところが、否めないところでもあるのですが、つまり、これ相談体制なので、ユーザーが、要はその施設とか相談をしに行く体制というものに対して、もちろん公募の市民 6 人はいらっしゃいますが、相談される側の体制を整え、整えるために相談される側の意見を聞くっていうのが重要だと。

むしろ何か相談しやすい体制をつくっていくべき話をしなければいけないのに、相談される側がすごい人数多いなと思った。

その辺で何か皆さんご意見ありますでしょうか。

委員長

これよくある典型的なパターンですね。

要するに、何らかの計画をつくるに当たって、例えば支援する側とされる側とか、相談する側とされる側っていうふうなことがあって、声としては、様々な形で支援している方々の声を聞いていくことで実情に接近をして、そういう実情を踏まえ、対応できる支援できるような形を整えていくっていう、あとこの声をどれだけ聞けるかっていうのが、役所サイドから見たときの一つの、多分市民参加ということになるのですが、今の副委員長の話だと、支援する側だけではなくて、問題を抱えている当事者の声っていうものをどこまで聞くことができていいのか、これを多分担当課にぶつけると聞きようがないって返答が返ってくる可能性が高い。

どこにどういう方々がいるのか分からないから、こういう聞きようがないじゃないか、いじめっていうのもいじめられている人の声が聞ければいいけど聞けないのではないとか。僕は生きづらさを感じている、生きづらさを感じている人が特定できれば、その人から聞けるけれども、聞けないのではないかっていうふうに多分話されるでしょう。

だから、できるだけ、そういう相談体制を整えて、そういう声を引き続き聞いていけるような体制を整えますっていうのが、よくあるパターンだと。

だからそこら辺にどういうふうにこの市民参加の視点から、さらなるメスを入れるかどうかっていうのは、あると思います。

副委員長

そうですね、多分これ、この話ばかりするわけにいかないと思うのですが、思ったのは、相談しに来る人いるはずなのですよ。

相談してきている人の意見を吸い上げているので。

なので、単純に利用されている方っていうのは一定存在していて、その方に割と単純に、この施設の使い方とかですね。

例えば相談しに来るのに、何かもっとこうハードルの低いやり方、例えば今だったら、色んな窓口があるのだけど、情報は行き渡っていないということがあり得るので、何かアクセスしやすい情報提供のやり方とか、何か多分ユーザーが抱えているその問題意識っていうのがあるはずですよ。

それは、潜在的なものが聞きづらいついていうところはもちろんありますが、顕在化しているものもある、相談しに来ているというので、ただその後、履歴の中で、要は、相談しに来ている人っていうのはいて、その人の意見を吸い上げているよと

言っているかもしれないけど、吸い上げしきれていないのではないのか。

つまり、相談体制について話をしているのではじゃなくて、相談している内容は多分生きづらさの話をしているのですよ。

だから、別にその、支援体制の話を聞けていない。

のに、聞けているって言っていることが、それはおかしいんじゃないか。

要は、何か相談内容で、ただ、もう何かそういう、世の中生きづらいのですよっていうそういう話の中から、どういう相談体制がいいかなって話は聞けないと思うのです。

だから、相談体制ってどうしたらいいのかねっていう話は、そういう聞き方をしなきゃいけないくて、果たしてそれが、審議会が何回かやっているの、その間に何かちょっと、Aさんがこの体制でいいと思うっていう話をしているっていう事実があったら、分かるのですが、やっぱりそういうことも多分聞けていない。

ちょっと何かこうこの事業に対しては、多分、ユーザー側の意見聴取の方法を、もちろん潜在的にまだ相談していない分に対しても、そら聞けないよっていうことであると思いますが、意見集約の方法っていうのは何か構築してもらいたいなという気はしています。

委員長

今日色々ご意見をいただいて、次回評価するに当たっての参考にしていただけるといいますので、それぞれの立場で、自分はどうだったということをおっしゃっていただけたらと思います。

今の話について、私の意見をちょっと申し上げておけば、やっぱり、相談する側の声、これ、例えば相談体制って相談に行ける人を想定していると、だけど行けないから困っているわけですね。

ここに行けない方々がどういうふうに、その声というものを、発せられているのか。

それが支援をする側に届いているのかどうかって、多分その間にまだまだ乖離があるのではないかと、そこを埋めていくっていうことのために市民参加という手法が非常に大事なところだけれども、それでもここに垣間見られる。

経緯からすると、そういう声の拾い上げ方っていうのは必ずしもできているとは言いがたい部分もありますので、その辺も、どう考えるかっていうのも一つの評価の視点にはなってくるかなっていうところはちょっと申し上げておきたいと思います。

この事業の他にいかがですか。

A委員

多分今までの施策のように、高齢者向けのものとか障がい者向けのものとしていくのではなくて、多様化してきている、だからそういう方に向けてのものを新たにしていう、新たに流山市独自でという事業と思われるので、ここでは他市の支援体制を紹介したりとか、他市を視察したりっていうようなことも行われているので、まず流山市で始めるっていうところでは、審議会に参加している方たちにも色々知らせるというようなことはされているのだからというふうに私は感じました。

B委員

別の事業についてコメントします。

事業 No.1 と事業 No.2 についてまず触れますが、事業 No.1 は、ぐりーんバスの料金変えるもの、事業 No.2 は、附属幼稚園を廃園する案件です。

質問表の 3 番目と 7 番目が私の質問なのですが、例えば、附属幼稚園廃園に賛成しているパブリックコメントは 9%、22 名なのですね。

全体では、人数でいうと 239 名の方が声を上げて、そのうち賛成って言ったのが 22 名、90%ぐらいの人は反対、もしくは賛成ではないというようなコメントをされています。これをパブリックコメントで市民の声をたくさん聞いたというふうに捉えるのか、それとも、90%の人が反対といっている、9%の人が賛成ってしか言っていないのに、これを市民の声を聞いたことになるのでしょうかという観点で質問上げたのですね。この質問の答えを見ると、市で決まっていることであるし、人数も減っていて、お金もかかっているからこれはもう決まりですという回答なのですね。

これって、市民は確かに参加したけど、反対の参加をして、全部却下されましたっていうのが市民参加よかったねっていうふうに評価するのか、それは違うのかっていうのが、8 月の委員会の議論になると思います。

それから、同じように、事業 No.1 のぐりーんバスの料金の話ですが、料金は上げざるを得ないっていう事情は利用者が 50%を切った場合は見直すというふうな決まりがあり、それでやるのだっていう答えがまず前面に出てくるわけですね。

ただ、こういう基準があって、現状も赤字運営だから、こうします、どう思いますか皆さんとか言われても、いや、使う方からしたら非常に困るわけで、こういうのも市民参加の観点でいうと、色々課題みたいなものがあるなというふうに感じます。

委員長

今の事業 No.1 と事業 No.2 の事業に少し関連して何かご意見があればお願いします。

A 委員

はい、同じように思いました。

委員長

いずれにしても結論ありきと、いうふうになってしまっていたのかなっていうふうなところが多いのです。

これも本当に典型的なパターンで、もう担当課としてはこうしたいと、特に、運賃関係、利用料関係、それから建物の廃止関係、とかっていうのは大体もう結論があって、一応市民の声を聞いておかないとまずいなというふうな、言葉悪いですけどアリバイ的に、市民参加と位置づけてしまうっていうのはよくあるパターンで、今回もある意味ではそれに該当する例なのかなというふうに思われるところがあるわけですが、一応こういった回答を踏まえると、結論はできないというところもありますから、それをどう評価するかっていうふうな視点でちょっとお考えいただけるとありがたいです。

副委員長

ちなみに、事業 No.2 の問題ですが、要は、やることはやっているわけですね。

パブリックコメントも 239 名の意見を吸い上げて、やっているのです。

やっているのですが、結果が反映されていないというのが共通の認識であると思います。

要は、だって、廃園しないでくれっていうのが、90%もある。何か廃園は決まっているのだからやります。何だろう。聞く意味あったのですか、と思ってしまう。

それに対して我々は、これは、どう評価するべきなのか。というところが私は非常に悩ましいです。

皆さん、そこでちょっと多分議論の方向性が今回の趣旨と違っているかもしれないのですが、ちょっと次回評価をしなければいけないので、皆さんの意見はいかがでしょう。これ多分やったかやらないかいうと、A 評価です。A 評価じゃないかな。

じゃあ、本当に本質的な市民参加があったのかっていうと、何となく C 評価っぽいですよ。

どう考えますか。

B 委員

ちょっと今の評価シートの記入基準に照らしただけで形式的にやれば、市民が参加したっていう形の評価にならざるを得ないと思うのです。

そういうのも結構あるので、この委員会議の中で、答申ってできるのですよね。

今後市民参加の質って言いますか、市民参加はしたけど、原案はそのとおりで全部却下します。市民参加しましたねっていうふうに評価をせざるを得ないような現状の見直し案みたいなのはちょっと最後のほうで議論しないと、まずいですね。

委員長

ちょっと今の件について、一言だけちょっと補足します。

要するに、市民参加評価として、その方法の選択、スケジュールの妥当性、情報提供が総評ということになっていきますけど、今の点、形式的にとらえていけば、どれもそれなりの評価になっていくと思いますが、だけど実質的にどこまでの市民参加っていうことをとらえているのかっていうふうになると、多分この人数だけで本当に判断していいのかっていうふうな捉え方も出てくるでしょうし、そもそも市民参加って、そういう人数的なことだけではなくて、もっと実質的に、まず行政担当者では、やっぱりこう捉えることができないような視点が見えてくるとか、物の見方が明らかになってくるというふうなことですから、そういう感謝の数に還元されるものではない部分が明らかにされる、それが市民参加の非常に大事な点だっていうふうにとらえていけば、この表現だけではない視点から、少しここは不十分なんじゃないかっていう評価もできるところがありますので、そういう意味では少し議論しながら、それでも一応この評価をしなければいけないので、評価をするっていうと、そういう実質的な部分もちょっと問わなきゃいけないのではないかな。

例えばこういう、既に答えが決まっているような案件についても、どういうふうに市民参加っていうのをもっとやるべきだったかって、私はもっと手前の部分で市民参加やるべきだと思いますけれども、そういう実質を問うような部分っていうものも、議論の中に盛り込んで評価、あるいは今お話いただいたようにコメントの中にしっかり盛り込んでいって、この委員会としての回答を示すというふうな表現の仕方になってくるかと思うので、それもちっと念頭に置いた上で、評価とそれから次の議論を展開できればと思います。

B委員

次は事業 No.6 と事業 No.7 についてですけど、運動公園に関する事業 No.6 ですが、私は運動公園の仕事をしていまして、パブリックコメントは1名で、私しかパブリックコメント出してないのですね。

運動公園の外回りの仕事をしていきますから、運動公園の実情はよく分かっていて、市が何をやろうとしているかってのもよく分かります。

この事業は、令和 8 年度から運動公園の管理を全部事業者に丸投げしようっていう、そういう条例をつくったのですね。

それっていいの？というふうな気持ちがあって、パブリックコメントを出したのですけど、この審議会、みどりの委員会っていうのに、公募の市民も入っていないし、それから実際にキッコーマンアリーナにアンケートか何かを置いたということはやられたみたいなのですけど、そこからの意見って何もないのですね。

利用者に一応聞いたよ、アンケートをとったよみたいなことは言われていますけど、私から見ると 1 番市民参加できていない事業みたいな感じに見えているのですね。

実は、この話と全然関係ないですけど、公園の中で、木をたくさん切っていて、木を切ることはやるのだけど、木を植えることはしていないなあというふうな感じもするし、森のまち流山なんて言いながら、木を切ることを市がやっているっていうのも、ちょっと矛盾していて、今後はそれを業者に丸投げしますっていう事業です。やっぱりもっと実態を市民にもう少し説明して、もう 1 回問い直したほうがいいんじゃないかなというような気がしています。

関係ない話ですよ。

ちょっと事業の云々についてはコメントしづらいんですけど、余りにも市民の声が届いてない事業かなというのが私の感じでは事業 No.6 です。

それから、事業 No.7 は、26 番が私の質問ですけど、アンケートの結果を見たかったのだけど、それはどこにも公開されてなかった。

アンケートだとかパブリックコメントだとかっていうのは、我々審査する立場からすれば、アンケートの結果がどうだったかっていうのは数値だけでもなんか見られないとまずいのではないかっていうふうに、事業 No.7 について、これは感じました。

A委員

事業 No.6 ですが、23 番の質問で、すいません私は、キッコーマンアリーナは、ヘビーまで行かないにしても、かなり利用させていただいて、キッコーマンアリーナに、パブリックコメントの資料が来たときに、周りの人にその資料もあげたし、こういうふうになっているのだけどう思うっていう話をかなり複数の方として、意見を出したよっていう方も実は複数おられたのですが、あけてみたらシルバーさん 1 人だったようなので、もしかしたら、ちょっと確かめてないですが、キッコーマンアリーナの意見を入れるポストっていうのがあるので、そこにその方は入れたのかなっていうふうにちょっと感じたので、それをちょっと指定管理者のほうに、この件に関して、用紙は多分パブリックコメントの用紙だと思うので、キッコーマンアリーナの指定管理者が意見を聞くのとは違う用紙だと思うので、そういうのはなかったですかっていうようなことをちょっと聞いたのですが、そのことに直接ご返

事はなくて、意見聴取に努めましたということなので、この意見聴取ってというのは何を指しているのかなってというのは、分からないなというのは感じました。

以上です。

副委員長

今のA委員のお話があって、なるほどと結構合点がいったところがあり、結局担当課からの回答も、何か実は色々意見聞いているのですけどねえっていう考えであって、多分、聞いた意見とか集めた意見と、ここの資料の意見集約と、乖離していて、というか全然違うところにあって、要はこの業務範囲の変更なので、多分趣旨の違う集約をしているのですよっていうことを言って、だから回答もちょっとおかしいです。担当課の回答も。結局多分業務範囲の変更について聞いているんじゃないですよ。

利用者からの意見聴取、20 番の質問に対して、流山市総合運動公園利用者からご意見を聴取できるように、流山市総合運動公園内にあるキックマンアリーナにも設置し、意見聴取に努めました、とあります。パブリックコメントについてです。

その下に、地元自治会やみどりの委員会のほか、社会実験やトライアルサウンディングを通じて公園利用者からも意見聴取をしておりって書いてあるのですけど、多分これ、この意見聴取って、指定管理者の業務範囲の話じゃないのではないのかなと。

だからこそ、ここの実施結果シートには入っていないのではないかという気がして、ただただその上それを本当は担当課にもう1回聞いてみたいです。

これ本当に、この意見聴取しているって言っているけども、この事業に関しての意見なのか、それとも運動公園に関する意見なのか、多分、オーバーラップはしていると思うのですけど、指定管理者の業務範囲ってというのは、オーバーラップしているのだろうけど、何かこう、意見の出し方が変わるじゃないですか。

B委員

この件について、私、非常に興味があったので、もうじっくり色々調べて、確かに今、副委員長が言われるように、集めた意見ってこの関連資料の中には出てきていないのですよ。

まず運動公園の使い勝手みたいなことに関して、一般的に色々意見を募りました。

その意見には、あそこの公園で一日遊べない、ご飯を食べるところがない、売店がない、コンビニが近くにないなど、そういう意見がいっぱいあって、運動公園の中に軽食でもとれるような、そういう何か店があるといいよね。それなら業者にやらしてもらったほうがいいよねとか言って、三段論法で業者丸投げにした条例です。

もう一つはですね、例えば、施設を利用する人が予約をしたいとキックマンアリーナに聞いたら、いやそれは流山市の施設管理課に行ってくれと、たらい回しにされるらしいです。

それで、運動公園を利用するときの窓口って一本化してほしいねっていう意見があったわけです。

その窓口を一本化するために、運動公園全体を指定管理業者に丸投げしたほうがいいよねっていう結論に至っているわけです。

このような議論を 3 年ぐらい前から延々とやってきて、その過程ってというのは全部省かれていて見えません。

今運動公園って、キックマンアリーナの建物とかテニスコートなど運動系施設は、施設管理として東京ドームっていう業者が入っている。ところが、外回りの落ち葉だとかごみだとか、剪定だとかそういうのは、今、みどりの課が個別にシルバーに発注したり色んな業者に発注しているわけです。

それをこの条例は業者に管理を丸投げする事業なのです。それを、令和 8 年からやりましょうと。

ただ、市民からの意見っていうのは、最初の前段で、あそこで食べる場所があったらいいよね、とかね。問合せ窓口が一つであったほうがいいよね、蜂がいるのを見つけてキックマンアリーナに言ったら、それは市に言えというたらい回しされているのだけど、要は、一元管理がいいよね、という意見があるんです。

そういうその経緯に対して、結論は、はやりの Park-PFI とか何とか、公園管理を業者に任せるという日本のどっかやっているやりかたを流山市もやろうというわけですよ。

委員長

これは、何について市民参加の意見をもらうのかっていうことが市民の側からすると非常に分かりづらかったり、あるいはその用途を指定管理の狭間の中で、非常に混乱が見られるっていうことあってだから、これは評価項目でいくと、そういう情報も、提供っていうものが全然ですね。その観点が。

その辺、あるいはまた手法も含めてかもしれませんが、そういった点で少し考えが必要になってくる、これも多分今後また出てくる、一つの着眼点で、今ご指摘いただいたようなことっていうのは、かなり大きな問題かと思imasので、ちょっと、次回を改めて触れたいと思うのですが、そういう意見があったということはちょっとここで今日のところは確認しておきたいと思imas。

他にありますでしょうか。

B委員

事業 No. 11 の事業、パートナーシップについて、39 番の質問投げているのですが、これってスケジュール観点で見ると非常に何か短いのですよね。

諮問が 6 月 2 日、第 1 回 6 月 2 日、第 2 回 6 月 16 日、答申 7 月 14 日、なんかものすごく短くやっているのですよ。

こんな大事の話をですね。

これ、何で 1 か月ぐらいの短期間で審議したのですかっていう質問したらですね。市と審議会の方との日程調整をした結果、この日程になりましたという、つまり、答えになってないのですが、これちょっと日程的にはちょっとまずいのではないかなというふうに感じています。

委員長

これも、穿った見方をすればもう初めに固まってしまっている。

後は終わりが決まっているので、その中で、諮問、答申っていうふうなものをうまくやっていったのだという、この事業がどうかは分かりませんが、実際ほかの自治体がよく見られるパターンですね。

スケジュールっていう点からもちろんお出しすることもできますし、先ほどから出ている実質的にどこまで意見をもらうつもりがあったのかどうかを含めて、評価

を最後にできればと思います。

この事業 No.11 の事業について、ほかによろしいでしょうか。

副委員長

私は、38 番の質問を出しました。

これも結局、さっきの、事業 No.3 と同じで、結局、市民の意見、市民というか当事者の意見、っていうのが、反映されてない。

制度をつくるとか、相談体制をつくるとかっていう話をしている割には、それを、享受する側の意見を聞いてないのではないですかと、聞いたのですね。

その結果は、要は何でしょう、その体制をつくる側の意見を聞きました。

国、自治体、団体等のホームページの情報を確認し、実際に当事者にヒアリングをしているっていう割には、ここに書いてないのですね。

多分これがパブリックコメントっていうのか分からないですが、言っている割には数字として反映されていないのです。

どういうことなのかっていうのを実はまた担当課にお伺いしたいと思っています。そんな感じをもっています。

なかなかパブリックコメントの意見数として、3 名です。

そんなに多くない。

審議会の期間も短い。

B 委員のおっしゃっているとおりです。

そんな意味で、なかなかこれは、評価しづらい事業だなと思います。

委員長

ここは市民参加推進委員会なので、どういうふうに各担当課が市民参加で市民の声を拾うとしているのかっていう、その部分、その姿勢から何からということをやっぱり、しっかり見極めていくということが大事かと思えますし、こういう、どうしてもスケジュールでお尻が決まっていたりとか、あるいは既にもう事業の結論ありきだというふうな場合には、なかなか実質的な意見をもらうということの難しさっていうのはあるかもしれませんが、そこら辺のことを使われているかっていうあたりも、ぜひ、ちょっとあわせて評価できるといいなというふうに思います。

ほかにかがでしょうか。

《副委員長退席》

B 委員

事業 No.12 の 43 番の質問なのですが、パブリックコメントを修正した場合は、審議会に参加していた人にどこをどう修正したっていうのをフィードバックかけるのが望ましく、その辺はどのようにされましたか、っていう質問をしました。通常はパブリックコメントの回答はホームページにありますので、そこを見れば、その意見に対してこういうふうに変えましたって見ることができるのだけど、それは一般的にホームページを見なさいっていうのであり、審議会のメンバーの方にどうフィードバックしましたかって質問したら、フィードバックしていませんっていうふうな回答なのですね。

なぜかっていうと修正した内容は文章の構成上の分かりやすさを変えただけであって、中身を変えたわけではないから、フィードバックしませんでしたっていう答えになっています。

だから、パブリックコメントがありました。それを修正しました。というのも考え物で、明らかに誤字とかなんとかあると、それを修正しましたっていうふうになるし、表現を変えましたみたいな話も修正に入る。

だからさっきの、全部無視しましたっていうやつよりはいいんですけど、やっぱり市民参加の質のところを見ると、こういうのがやっぱり課題として、今年の評価が終わった後の議論する俎上に上げていただければと思います。

委員長

そうですね。おっしゃる通りです。

特にパブリックコメントのフィードバックっていうのはなかなかやはりやりたがらないというか難しい部分もあって、だけど、本気でパブリックコメントもらって修正していくっていうのであれば、多分スケジュール一つとったって、1 か月では無理なのですね。でも、大半1か月です。

なので、本当にフィードバックしてそれを練り直して反映させるっていうつもりがどこまであるのかどうか、っていう問い方もあるのですよね。

これが要するに実質的に市民参加をどこまでとらえていくかっていうことの表れにもなります。

一応そういう視点で考えることは非常に大事だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

B委員

今回の質問内容は、質問回答を受けて、次回評価をするってことになりますけど、評価の観点が市民参加の方法が1番、スケジュールが2番、3番目が情報提供の方法ですね。

どうも、1番の市民参加の方法選択、複数選んでくださいっていうのは、大体どの事業についても、複数選んでやっていますが、中身は別としてやっていますということになります。

やっぱり違いがでるのは、スケジュール観点だとか、情報提供の仕方、逆に言えば、パブリックコメントの意見が少ないのは3番の情報提供の仕方、これがまずいのではないとかいうような、そういう何か因果関係があると言えるかもしれないので、そんなこんな観点で、現状の評価基準でABCをつけていくという作業になるうかと思うのです。

ただやっぱり、この評価を何回もやっていると、やっぱり何か透けて見えているところがあって、早めに評価を終えて、そういう議論をできればなというふうに思っています。

委員長

評価の在り方としては、一つは、特にその形式面でいうとそれなりの評価ができるのかなっていうものが多いと思うのですけれども、やっぱり実質的なことを問うていくと、例えばこのスケジュール感が余りにも短すぎた、声をもらうことができるかもしれないけれども、それをフィードバックして練り直すってことまで考

えるのであれば、本当にどこまで本気だったのかっていうことが出てきた。

あるいは情報提供についても、別に、その問題、課題っていうものを分かるような情報提供から、本来はすべきところですけども、これも非常に限定的だったりすると、なかなか市民参加を促進するための情報共有ということにはなっていないというふうなこともあるかと思います。

あと、市民参加の方法選択、これは昨年度分の総括でちょっと申し上げましたけれども、やっぱりパブリックコメントと審議会が中心にはなりがちだと。

だから、アンケートっていうのを、例えば、こういう対象者というものがなかなかこう、限定しづらい、焦点を合わせづらいって言ったときは、そういったアンケートで幅広く、色んなところから色んな声を聞いていく。

これは数の問題ではなくて、やっぱり当事者の声を聞くっていう機会が、例えばどれぐらい設けられているかっていうのが一つの質の問い方ですから、このテーマで、市民参加の手法の中で考えていくときに、例えばそういう、その当事者が声を聞くっていうふうな視点からすると、多分もっと違った手法が選択できたのではないかな。

そういうふうな部分っていうものも、ある。

昨年度評価している中で非常に見られるところもありますので、それも含めてこういう形で、評価できるところかなというふうに思っております。

それを踏まえた上で、今回は ABC の評価をつけていくということになりますけれども、形式面、実質面、両方含めて、ぜひ評価のほうについてはしていただけたらと思うのですが、今日の段階でほかに確認しておくべきことがありますでしょうか。

個別の事業でも構いませんし、全体に関することでも構いません。

B委員

先ほど副委員長おられるときに、質問されたパートナーシップ・ファミリーシップの事業 NO. 11 のところで、38 番の質問に対して、当事者の方へのヒアリングを行いましたっていう、この当事者って、パートナーシップ制度に該当する方が、流山市の中で、何世帯があって、その方の意見を聞いたっていうことを表現しているのか、それとも、色んな団体がありますから団体の方なのか、ホームページとか、そういった他のところにある世の中一般の話を参考にしましたっていうことなのかを再確認できますか。

事務局

はい。

今の回答の中でもありました、ヒアリングをした内容について、再度事務局から担当課に対して、もう少し話を伺いたと思います。

後日メールにて、各委員の皆様にご共有いたします。

B委員

ありがとうございます。

前年度の事業にも男女雇用平等の事業がありましたが、今回の事業で、障がい者向けだとか、生きづらさの話だとか、色々やられていますけど、実際流山市の中に障がい者と呼ばれている人が何名ぐらいおられるかっていうその単位を押さえてい

るのかなと感じました。

ここで言えばその、パートナーシップ制度を望んでいる人がどのくらいおられるかっていうのを市はご存じなのですか。

これは企画政策課が、そういうその実態をつかんでいて、その方たちのためにこういう制度とか条例とかをつくろうとしているのか、してないのか。

それとも、世の中一般の流れとして、どっかの市がこういう制度をつくっているから、それに倣って流山市も導入しておきましょうっていうのかの確認の意味なのですね。

障がい者云々だとかも全部それ同じことで、だからその中で、障がいをお持ちの方がどのくらいおられて、その方たちのために、条例とか制度とかをつくろうとしている、その人たちのために声を聞きましょうとかいう、先ほど委員長が言われていましたけど、さらに、声を聞きに行ったのですかというあたりのところの実態っていうのは、行政として押さえておられますかっていうそういう質問なのです。

それをすいませんが、確認いただければというふうに思います。

個別の何世帯とか、正確な数字じゃなくてもいいけど、それはきちんと押さえていますって言うか、知りませんっていうのか、それが確認できればというふうに思います。

また、ちょっとそれに絡む話なのだけど、全ての事業に、上位計画があるかとかいう欄がありますが、これは流山市独自ですっていう事業は、その流山市固有の事情とか、そういう何か固有の何かがあって、パートナーシップ制度を求めている人たくさんいるのだとかいう、例えばそういう事情があってやっていて、他の市にはないような制度をつくろうとしているのか、どうなるかっていう、その独自事業、市固有の事業ですっていうやつその根拠もやっぱりそういうところの観点があります。

だから、市独自と言っている事業は、そういう実態を本当に押さえて計画されているのか確認したいです。

上位っていうのがある場合は、国も県も制度をつくっていて流山市でもそういう制度をつくりますっていう形だと思います。それは市に実体がなくともね、そういうその事業っていうのはやっぱり必要だとは思うのですが、独自って言っているのはその特色があってこういう事情があるから、こうなのだっていうふうな、そういう納得感はないと、余り響かないなというふうに思いました。

そういう意味で質問し、確認をお願いできればと思います。

委員長

その点は事務局でお願いいたします。

先ほど、おっしゃった一つ目の、障がいを持たれた方とか、そういった方の人数とか状況をどれくらい把握しているかっていうのは、ぜひ聞いていただければと思うのですが。

ほかの自治体とか見ていると、これは結構ですね、個人情報とかそういうものに絡めて、そういうことは余りオープンにできないっていうふうに担当課が回答することがかなり高い。

だから、実態をどこまで把握してやっているのか。

かつ何をもっての実態なのかっていうことがすごく何かオブラートに包まれてしまって、市民参加の視点からすれば、ある程度の数人的なものが大まかにでも把握

されていて、こういう問題状況があるからこういう改善を図る必要がある、したがってこういう条例つくる、こういう計画施策をやるのだっていうふうな建付けが欲しいのだけれども、そこら辺の状況がオブラートに包まれてしまうと、どの辺の根拠を持ってやろうとしているのかっていうのは分からなかったり、さっきおっしゃったように、例えばパートナーシップ制度一つをとっても、市の中にどれぐらいいるのかっていうのは多分、出てこないと思います。予想されます。市内のね。

だから、多分一般的に色々なそういう流れになっているから、流山市もやりますよっていうふうになるかなという回答が出てくるかなとは予想はするのですが、何かそこはすぐさま市民参加をめぐっては、難しい狭間のところで、そういうオープンにできる情報、できない情報で、市民参加の実質を得る、もしくはオブラートに包まざるを得ない。

この辺のバランスをどう考えるかっていうのは、評価の最後にすごく大事なポイントだと思います。

それもちよっと踏まえながら、次回評価ができれば、と思います。

一応そういう状況も予想されるっていうことが、踏まえておきたいと思います。

事務局（片平課長）

先ほどの質問について、パートナーシップについての関係だけということでしょうか。

B委員

そうです。多分障がい者とかは掴んでおられるという予想します。

A委員

パートナーシップの件は、本人がカミングアウトしないとかななか。

B委員

そういう話になりますよね。

委員長

他にはよろしいでしょうか。

事務局

こちらで質問として押さえているものを、確認させていただければと思います。

まずみどりの課の質問 23 番の中で、指定管理者の方へパブリックコメントの意見が来ていなかったか。もう一度確認をして、回答させていただければと思います。

質問 26 番で、担当課からの回答で今後ホームページに掲載させていただきますっていう形になっているところで、こちらの評価確定の際にも、内容につきましては関係してくるものもあると思いますので、こちらのホームページ掲載っていうのはいつ頃になるかっていうところも、確認させていただければと思います。

先ほどの質問 39 番の、実際に流山市に住んでいる方からヒアリングしているのかというパートナーシップについて、以上 3 点を再質問したいと思います。

ほかにも再質問が出てきましたら、最後、確認させていただければと思いますので、またご意見いただければと思います。

以上です。

委員長

一応 3 点について改めて担当課のほうに確認いただくっていうことをしたいと思います。

今の段階で、この部分をぜひ聞いといてもらいたいっていうことはありますでしょうか。

《意見無し》

委員長

では、一応以上の点については確認いただくということで、もし他になにか是非っていうところがありましたら、また事務局にお伝えいただければと思います。

あとほかには今日の段階でよろしいでしょうか。

今日だいぶ、形式的な側面と実質的な側面というので、それを見ると、この市民参加をめぐる評価の在り方が、だいぶ違ってくるかなというところもありますし、例えば今日出た中でも結論ありきのようなもので進んでしまっている。

あるいは、スケジュールもその元でつくられてしまっている。

というお話もありましたし、あとは、先ほど申し上げましたけれども、相談する側とされる側、支援する側とされる側っていう、この両方の声を聞いていくっていうことが市民参加を考えていく上で、非常に大事な姿勢になりますけれども、そういう部分で少し弱い事業も幾つか見られるかなというふうには思っています。

これも含めて、次回の評価の中では、改めて、1 事業ずつ深堀りをさせていただければと思っております。

この後、評価シートの提出については、また事務局のほうから説明があるかと思いますが、まず事前の各委員の評価をまず行っていただくということと、それを踏まえて、8 月の会議で、そのとき 3 時間ぐらいちよっと長丁場になりますけれども、1 事業ずつ評価をしていくということにしたいと思います。

あと、今日の議論、前回からもそうですけれども、事業の市民参加評価ということに加えて、やっぱりそういう、全体に関わるようなことについても、色々ご意見いただいていますので、昨年度総括コメント、今年度の総括コメントをさらに詰めていくと同時に、これもあれでしたっけ、これまで、何か建議とか何か色んな形で、この委員会から提案するっていうふうなこともあったというふうに伺っていますので、今後の評価の在り方について、もしそういった必要があれば、また皆さんの意見集約して、一応今期の市民参加推進委員会の意見としてまた取りまとめるということも、場合によっては必要になってくるかもしれません。

また、議論を重ねながら、少し判断していけたらと思います。

ということで今日のところは大体よろしいでしょうか。

それでは、事業等についての事前審議は以上とさせていただいて、議題（2）「その他」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議第（1）についてご審議いただきありがとうございます。

議題（2）その他についてご説明いたします。

資料2「評価シート」をご覧ください。委員会終了後、評価シートのデータをメールで送付いたしますので、7月26日（金）までにご提出をお願いします。また、次回の会議の開催日時は、8月28日（水）普段より1時間早い午前9時から、第2庁舎306会議室での開催となりますのでご注意ください。

本日ご意見のあった質問等については、事務局で確認し、後日各委員にメールでお知らせします。

委員長

以上で、本日の議題は終了しました。
お疲れ様でした。

[閉会 11時30分]